



「復興のあしおと」では、震災からの復旧・復興に向けた町の取り組みを紹介し

「オール国見」で 着実に進んでいます ～国見町住宅除染～

今年度 1,500 戸を目標に取り組んでいる住宅の除染は、町民の皆さんの協力をいただきながら「国見町除染実施計画」に基づき進めています。

本号では、住宅除染の進め方について改めてお知らせいたします。

今後も町民の皆さんのより一層のご協力をいただきながら除染に取り組んでいきます。

住宅除染の進め方

～長期的な目標として追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト（地上高 1 m）以下へ～



①地元説明会の開催

住宅除染対象町内会に対して、順次説明会を開催し住宅除染の方法について説明を行います。除染実施前に空間線量率調査（モニタリング調査）や敷地状況の調査に所有地に立ち入るため、同意書が必要となります。町では説明会の際に事前に配付する同意書の提出をお願いしています。



②事前モニタリング

住宅敷地内で複数のポイントを選定しながら事前モニタリング（線量測定）を行い、除染の方法を決定します。測定結果の平均値が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （地上高 1m）を超えた場合については全面除染、平均値が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （地上高 1m）以下の場合には高い箇所だけのスポット除染となります。



③三者打合せ

事前モニタリング結果をもとに、個別除染実施計画を作成し、敷地内の除染実施方法、除去土壌等の一時保管場所について三者（所有者・町・受託業者）で打ち合わせを行い、所有者の同意を得て、除染作業に着手します。

所有者の同意を得て、いよいよ除染作業の着手



④雨樋の除染

雨樋の除染方法については、スポット的に比較的高い線量があるため、清掃、拭き取りを行います。

排水ますの除染方法については、堆積物を除去し、高圧洗浄機を使用しています。



⑤コンクリート等の除染

コンクリートやアスファルト、インターロッキングなどについては、苔または落ち葉、土ホコリを除去したうえで、回収型高圧洗浄機を使用しています。回収型高圧洗浄機が使用できない場所については通常の高圧洗浄機を使用しています。

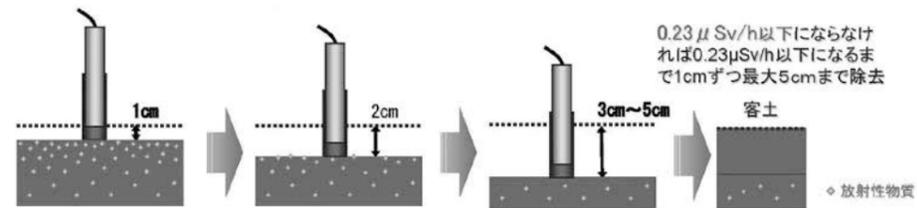
犬走等（建物周り）や駐車場等も同様となります。



⑥表土除去及び客土

敷地内数カ所の表土を部分的に 1cm ずつはぎ取り、土壌のはぎ取り量（深さ）を決定します。土壌のはぎ取り量（深さ）は、最大 5cm を基本とします。

5cm 剥ぎ取り後に空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下にならなかった場合でも汚染されていない土で 5cm の客土をしますので、客土後の空間線量率は減少します。



※庭木の除染方法については、雨等で庭木の根元の部分が高い可能性があるため、庭木へのダメージを考慮しながら表土の剥ぎ取りと枝払いを行います。



⑦芝の深刈り

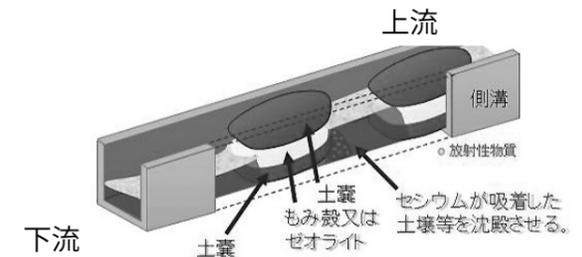
芝については深刈りを基本とし、空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下にならなかった場合は、張り替えとします。

砕石などの除染方法については、洗浄により付着している土や苔類を除去することで除染は可能ですが、雨樋下の砕石などの表面汚染が高く洗浄しても効果がみられない場合は、必要に応じて汚染されていない砕石と交換します。



⑧放射性物質の流出防止

除染にともない発生する排水は、できる限り回収することが望ましいですが、回収が困難な現場が多数存在します。このような現場では、下記の図及び写真のとおり、排水の流出先にある側溝に『ろ過装置』を設置するなど、放射性物質が下流域に流出しないよう対策を講じます。



事後モニタリングを経て除染作業は終了、最終確認へ



⑨事後モニタリング



⑩三者確認



⑪除去物の数量確認

除染後の空間線量率を測定し、除染の効果を確認します。また、除去土壌等の数量も確認して除染作業は完了となります。

除去土壌等については、各自宅敷地内に一時保管後、仮置場の整備状況を踏まえ、順次仮置場へ搬入します。